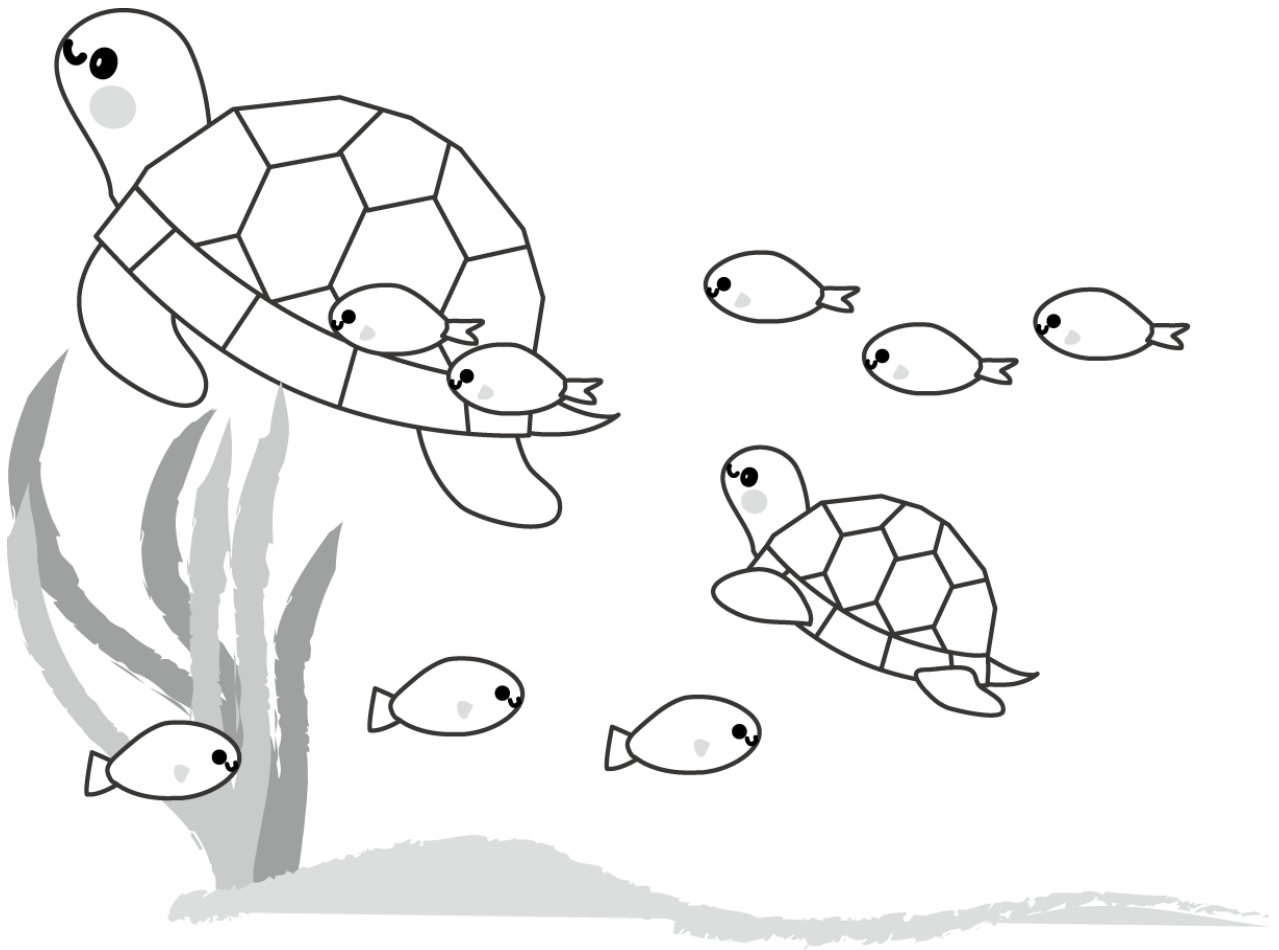


令和6年度

# 長井市学童クラブ利用案内



この「利用案内」には、学童クラブの利用申請及び利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。また、入所説明会や面接の際にも必ずお持ちいただき、その後は、大切に保管してください。

## 1 学童クラブとは

学校から帰宅しても保護者が就労等により日中家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供するところです。

異年齢児が集団で生活する中で子どもの個性を大切に、基本的な生活習慣の指導や遊びのサポートをします。学校や塾とは違いますので、特別な技術や学習の指導はしていません。

ご利用にあたっては、家庭や学校等と連絡をとりながら、お子さんの成長を考慮した環境づくりに取り組めますので、ご協力をお願いします。

## 2 対象となる児童

小学1年生～6年生の児童（令和6年度入学する児童も含む）で、保護者などが以下の事由により日中家庭にいない児童

- ・ 就労
- ・ 妊娠、出産（産前産後5か月程度）※育児休業期間中の利用は不可です。
- ・ 保護者の疾病、障がい
- ・ 同居又は長期入院などしている親族の介護、看護
- ・ 求職活動
- ・ （その他特別な事情がある場合）

## 3 利用の優先順位

各クラブ受入可能人数を超えたときは利用をお待ちいただくことがあります。利用調整については、以下の優先順位で利用を決定します。

- 1 **同居（※世帯分離をしていても住所が同じ、もしくは敷地内別居の場合を含みます。）の75歳未満の祖父母等が不在、または保育できない理由がある家庭**
- 2 **低学年の児童**

## 4 開設場所

基本的に児童が通う小学校を基本にクラブを選択してください。

	名称	実施場所	電話番号	運営団体
1	中央南学童クラブ (花組・虹組)	中央児童センター (館町北 6-19)	88-5616	長井市 社会福祉協議会
2	中央北学童クラブ (月組・空組・星組)	長井小学校 (ままの上 5-2)	090-8921-7868	
3	致芳学童クラブ	致芳小学校 (五十川 1091)	080-8551-7318	
4	豊田学童クラブ (さくら組・ひまわり組)	豊田学童クラブ (歌丸 990-2)	83-1101	
5	平野学童クラブ	平野学童クラブ (九野本 3118-1)	080-2803-2719	
6	西根学童クラブ	西根小学校 (草岡 375)	070-2431-1620	市子育て推進課
7	伊佐沢学童クラブ	伊佐沢学童クラブ (上伊佐沢 1963-3)	090-5834-0152	

## 5 開設時間

平 日・・・下 校 時～19時00分

土 曜 日・・・8時30分～17時00分

(第1・3・5)

学校休業日・・・7時30分～19時00分

## 6 休所日

- ・第2・4土曜日、日曜日、国民の祝日
- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・インフルエンザ等による学校閉鎖の日（学級・学年閉鎖を含む）  
※学級・学年閉鎖等一部閉鎖の場合は、当該学級児童のみ登所禁止となります。
- ・その他、施設の諸事情により休所する場合があります。

## 7 利用料

基本的には通年利用となります。

利用する場合には下記のとおり利用手数料が発生します。

**利用手数料**                      **月額 5,000円（児童1人につき）**

月の途中で利用を開始または辞退する場合は下記の通りとし、日割り計算をします。

**250円×学童クラブの活動日数（20日を超えるときは20日）**

### 【利用手数料の負担軽減について】

下記の対象となる世帯において、補助金を交付します。（別途要申請）

- ・ 準要保護世帯・・・月額利用料×該当月数
  - ・ きょうだいで利用している世帯・・・月額利用料×1／2×該当月数
- ※第2子以降の児童が対象となります。

### 【利用手数料の納付について】

**学童クラブ利用手数料の納付については、原則口座振替による納付をお願いします。**

決定通知書同封の「口座振替依頼書の記入のしかた」をご覧のうえ、「長井市 市税等口座振替依頼書」に記入し、利用開始日の前月25日まで（ゆうちょ銀行の場合は前月15日まで）金融機関に直接提出してください。

なお、上記期限までに手続きができない場合でも、金融機関へ各月25日まで（ゆうちょ銀行の場合は前月15日まで）提出していただきますと、翌月分から口座振替となります。

○口座振替日に関しては、4月中旬に全戸配布される「長井市 市税等納期限一覧表」をご覧ください。

○指定期日に振替ができなかった場合は、納付書をお渡ししますので、必ず指定期間内に金融機関に納めてください。

○学童クラブ利用手数料は、学童クラブで児童の健全な育成を行うために必要な経費の一部となるものです。学童クラブ利用手数料の納入については、期限までに必ず納付くださいますようお願いとご協力をお願いいたします。

## 8 利用申込方法・利用辞退方法

### 【利用申込方法】

- 一斉申込みについて（年度ごとに申込みが必要です）

受付期間	10月2日（月）～10月31日（火）（土日祝日を除く）
受付窓口	
●子育て推進課（庁舎1階15番窓口）	午前8時30分～午後5時00分
●各学童クラブ	午後1時30分～午後6時30分
各書類は受付窓口に用意しています。	



2月上旬 利用決定通知書 発行



2月下旬～4月 各クラブ説明会



4月1日～ 利用開始

- 随時申込みについて

年度途中に利用を希望される場合は、市子育て推進課まで申込みをお願いします。各クラブに空きがある場合については、利用を決定し、**お子さんを連れて各学童クラブで親子面談をしていただいてから**、利用を開始することとなります。

空きがない場合につきましては、利用をお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

**※利用中にお仕事をお辞めになる等、申込み時と状況が変わった場合については、子育て推進課まで連絡をお願いします。**

**※学童クラブの利用（利用開始・利用辞退）については、それぞれの小学校の学級担任にも必ず連絡をしてください。**

### 【利用辞退方法】

利用を辞退する場合は、辞退したい日の前日までに長井市学童クラブ利用辞退届を市子育て推進課（15番窓口）に提出してください。

なお、利用辞退届を提出するまで利用料は発生します。

## 9 一時利用について

致芳・豊田・平野・西根・伊佐沢学童クラブでは受入可能人数を超えない限りは一時利用を受け付けています。学校休業日や長期休暇等の場合のみの利用であれば、こちらをご利用ください。

### 【料金】

1日250円

月末に納付書を送付しますので、納期限までお支払いください。

### 【申込場所】

市役所子育て推進課15番窓口または利用希望の学童クラブ  
利用希望日の5日前までに申込みをしてください。

## 10 災害時について

台風等災害時については以下のとおり対応しますので、ご理解ご協力をお願いします。

### (1) 休所の決定

- ・学校が一日休校の場合は、学童クラブも原則一日休所とします。
- ・学校の下校時刻が早まった場合、学童クラブは希望保育とします。  
※希望保育とは、保護者が仕事などのため自宅で児童を見ることができない場合に限り児童を預かるものです。
- ・災害の状況から、児童の移動が困難な場合は、学童クラブ利用希望であっても学童クラブへ移動をせず、学校待機となる場合があります。

### (2) 連絡方法

- ・おたより、緊急連絡網等により全利用児童の保護者に休所の連絡を行います。
- ・希望保育については、学童クラブ支援員が保護者に確認します。連絡が取れない場合は原則学童クラブの利用とします。

### (3) その他

- ・学校から学童クラブへの児童の引き渡しについては、学校職員が学童クラブ支援員らと連携をとって、児童の安全を最優先に引率し、学童クラブ施設に引き渡します。
- ・災害時の判断と対応については、気象状況が急激に変化すること及び児童の体力を考慮し、無理な移動を行わないことを原則とします。

## 11 お願い事項について

### ○登所及び降所について

- (1) 学校が終わったら、そのまま学童クラブへ登所となります。
- (2) 降所時間、降所方法、お迎えの方の変更がある場合は、在籍している学童クラブへ必ず保護者が連絡してください。
- (3) 塾や習い事は学童クラブから行くことができますが、その行程は保護者の責任となります。基本的にはそのまま帰宅となり、再登所はできません。
- (4) 児童の安全確保と連絡事項等の伝達のため、原則全員学童クラブへのお迎えをお願いします。事情によりお迎えが難しい場合については個別にご相談ください。
- (5) 中学生以下の児童(きょうだい等)によるお迎えはご遠慮いただいております。
- (6) 「友達と遊びたいから」等の理由での登所は原則受入れできません。

### ○欠席について

- (1) 欠席する場合は、必ず保護者が在籍している学童クラブへ連絡をしてください。
- (2) 病気の場合は、全快するまで休ませてください。
- (3) 学級閉鎖となったクラスの児童は、学童クラブも原則休みとなります。

### ○利用中の病気やけがについて

- (1) 利用中に具合が悪くなった場合は、緊急連絡先に連絡をしますのでお迎えをお願いします。
- (2) 利用中の万一の事故・負傷に備え、通院、入院、死亡・後遺障害について安全互助会に加入します。なお、利用中の事故や負傷には、安全互助会の範囲内の補償となります。

### ○宿題について

- (1) 宿題に取り組む時間は設けていますが、時間内に終わらず持ち帰ることもあります。お家でご家族の方もご確認ください。
- (2) 学校や塾とは違いますので、学習の指導はしていません。

### ○その他

- (1) 不安なこと、心配なことがある時は、支援員に遠慮なく相談してください。家庭と学童クラブ、行政が一体となって、子どもにとってよりよい方向を見つけていきたいと思っておりますのでご理解、ご協力をお願いします。

(2) 学童クラブへの意見や要望は、各児童センター又は運営主体が窓口となります。

## 12 安全互助会について

### ○安全互助会とは

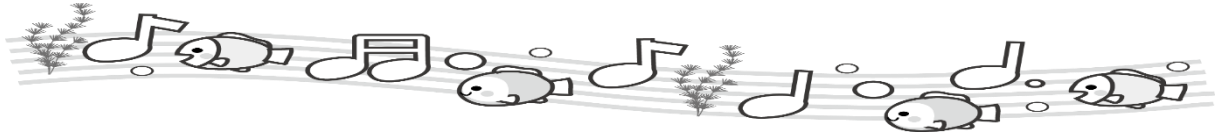
学童クラブの利用児童には、学童クラブに入所する際、全員に安全互助会に加入していただくことになります。学童クラブでは、けがや事故がないよう配慮していますが、万が一の時は、下記のとおり互助会から児童の負傷等に対し見舞金等をお渡しします。

- ・会費は年額100円です。
- ・正式名称は「社会福祉法人長井市社会福祉協議会保育児童安全互助事業」
- ・児童の負傷、疾病または死亡に対する見舞金、弔慰金の額は下表のとおりです。

事 故 別		金 額	備 考
死亡	施設内での事故	300,000 円	
	通園途中での事故	200,000 円	
	上記以外の事故	10,000 円	
入院	施設内および通園途中での事故	1 日につき 2,000 円	1. 60 日を限度とする 2. 施設長の証明による
通院	施設内および通園途中での事故	1 日につき 1,000 円	1. 受傷から治癒までの期間で実際に通院した日数 2. 施設長の証明による

- 1 入院が引き続いた場合は、それぞれの期間に応じた金額です。
- 2 特に必要と認めた場合には、診断書の提出を求めます。





問合せ：長井市子育て推進課

住 所：長井市栄町1番1号

（長井市役所1階15番窓口）

電 話：82-8014（直通）

